

令和5年度 札幌市立発寒南小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月策定

令和3年4月改正

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. いじめ防止等の基本的考え方

（1）いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

（2）学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2. いじめ防止等の組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

この組織は、校長、教頭、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭、その他の関係職員等で構成する。必要に応じてスクールカウンセラー等と連携する。また、同委員会を定期的開催し、基本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

（1）「いじめ対策委員会」の役割

① 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ対策の検証を行い、改善策を検討していく。

② 教職員の共通理解と意識啓発

年度初めの職員会議で「いじめ基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。また、「いじめは、どの学校でもどの子にも起こりえる問題である」という基本認識に立ち、日常的に、すべての教職員が児童としっかり向き合い、いじめ防止等に取り組むため、学

年研修の場などを活用した研修を行う。

年2回のアンケート調査の結果の集約や分析、具体的事例への対応について全教職員で共有する。

③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

学校便りやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を随時発信し、意識啓発に努める。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめに関する情報の窓口となり、いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いに関する情報があった場合は、早急に正確な事実把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を整える。

事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。

問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3. いじめの未然防止の取組

(1) 分かる授業づくり

児童一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。授業における子ども一人一人の居場所を確保する。学び合いにより一人一人のよさを感じ取れる授業を構想する。

(2) 道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。また、児童が自己決定、自己解決できる場面を想定した道徳授業の推進に努める。

(3) 体験活動の充実

他者と関わり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

(4) 学級経営の充実

学級活動や学級会活動に、互いのよさを見つけたり考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自己肯定感を育む。

(5) 児童の主体的な取組

児童一人一人がいじめ問題について考え、意見を述べ合う学級会活動を行う。また、児童会の取組として、挨拶運動と関連させた言語環境の整備、いじめ防止の標語等の作成を行う。

(6) SNS、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

4. いじめの早期発見

(1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、本校独自の学校生活アンケート（6月）と札幌市共通の「悩みやいじめに関するアンケート」（11月）を実施する。

(2) 教育相談の実施

アンケート実施の結果を受けた教育相談を実施するとともに、その結果を、教頭をはじめとする担当への報告・連絡・相談を徹底する。また、いじめが心配される児童については、定期的な教育相談を実施する。

(3) 教育相談体制の確立

日常的に、担任以外にも管理職・担任外・養護教諭等が児童・保護者からの教育相談に応じることを発信し、教育相談体制の確立に努める。

(4) 日記や連絡帳の活用

日記や連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

(5) いじめ防止に関する研修の充実

いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

5. いじめの早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ対策委員会に指示し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。また、必要に応じて、教育委員会に報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせるとともに、その再発防止のため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めたときは、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6. 保護者・地域関係者の参画

- (1) 学校・保護者・地域関係者等が集まる場において、いじめなどの子どもの状況を共有し、登下校等における見守りや声掛け等を依頼する。
- (2) いじめの疑いがある場面を見かけた場合、すぐに学校に知らせていただくよう依頼する。

7. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合)
- ② いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態の対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
※教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。

8. いじめに関する教職員研修

- (1) 年度当初の職員会議で、「いじめ防止基本方針」を確認し、いじめの基本認識を共有する。
- (2) いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上を図る。
- (3) いじめに関する事例集等を活用して、いじめの構造や進行、対応方法等について、具体的な事

例をもとにした研修を行う。

9. いじめ防止の年間計画

	主な取組	具体的な活動内容・留意点等
4月	○新旧担任による引継 ●学校生活アンケート ○学年・学級開き ○授業参観懇談会 ○個人懇談	・児童の人間関係やいじめ等に関する引継 ・いじめ防止基本方針の内容の確認 ・いじめを許さない学年・学級経営方針の宣言 ・保護者へのいじめ対策等の説明 ・会の取組の中で仲のよい集団作りの意識化
5月	○学年・学級経営案の作成 ○運動会の取組	・年間を通したいじめ防止の指導方法の決定 ・行事への取組を通した人間関係作り
6月	○学校関係者評価委員会1 ○なかよし遠足 ○参観懇談	・結果集約と心配な児童への面談 ・学校の取組説明と委員からの意見聴取
7・8月	○修学旅行・宿泊学習・校外学習 ○研修講座等への参加 ●児童アンケート(学校評価) ○夏休み後の児童観察	・協同の学習の中で人間関係の深まりと広がり ・いじめ防止策や教育相談技術等の研修による指導力の向上 ・児童の変化の観察と必要に応じた教育相談
9月	○命を大切にす月間(札幌市) ○学校中間評価の実施 ●個人面談	・生命尊重や思いやり等をテーマにした学習の推進と教職員の研修会の実施 ・いじめ防止の取組の反省と新たな手立て
10月	○個人懇談 ○11/20の学習発表会の取組	・友達のよさを認め、協力して作り上げる体験
11月	●悩みやいじめアンケート(札幌市)の実施	・結果集約といじめに関わる聞き取り調査及び指導。必要に応じて、保護者への対応。
12月	●児童アンケート(学校評価)	・悩みやいじめアンケートを受けた人間関係についての情報共有と指導内容の確認
1月	○冬休み後の児童観察	・児童の変化の観察と必要に応じた教育相談
2月	○学校評価全体会の実施 ○成長を認め合う会	・年間通したいじめ防止の取組の成果・課題を明確にし、次年度案の策定 ・学年・学級の人間関係の深まりを自覚
3月	○学校関係者評価委員会2 ●個人面談 ○記録の整理と引継文書の作成	・学校による成果・課題及び今後の手立ての説明に対する助言 ・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための準備

※学びの支援委員会開催時に、いじめの実態について交流、確認する。

10. 学校評価と基本方針の改善

- (1) 学校評価(中間・年度末)において、児童の実態の見取りをもとに、学校としてのいじめ防止やいじめ問題対応の取組を評価し、いじめ防止基本方針の内容も見直していく。
- (2) 参観懇談会での保護者の意見や保護者アンケートの結果から、学校がいじめ防止やいじめ問題対応について随時評価していく。
- (3) 年度末にいじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて、次年度に向けて内容を修正する。